

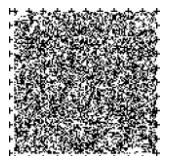
「ひまわり園」
通所者のみなさんの作品

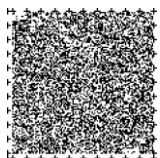


春日部市障害福祉計画



「リサイクルショップ」
通所者のみなさんの作品





第5章 障害福祉計画

I. 計画策定の目的と計画の位置づけ

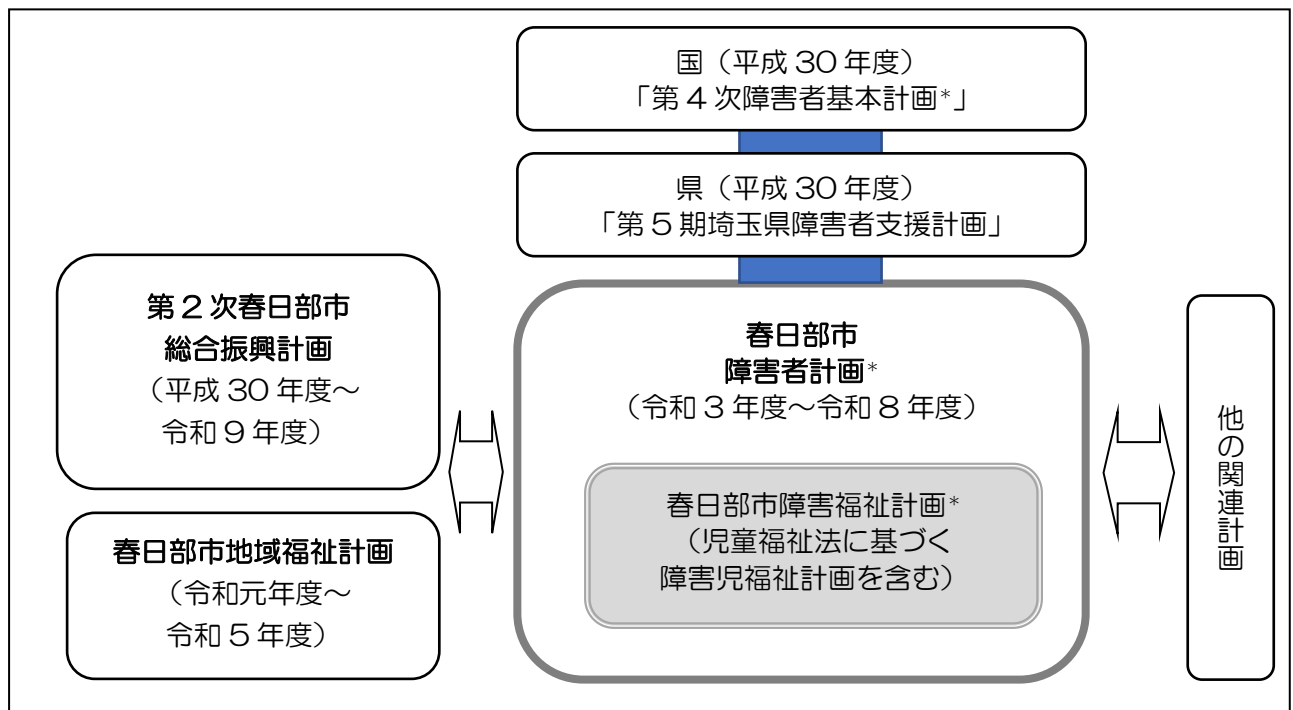
1. 計画策定の目的と計画の位置づけ

本市では、平成18年度に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害福祉サービスなどの体系が再編されたことから、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「第1期春日部市障害福祉計画」を策定し、以降3年ごとに計画を見直して、障がい者福祉の充実に向けた取り組みを行っています。

障がい者福祉に求められるニーズは、今後さらに多様化し、新たな課題への対応が求められることから、それに係るサービス量についても絶えず見直しを行いながら、着実に障がい者福祉施策を進めていかなければなりません。

このようなことから、第5期計画の進捗状況などの分析、評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理するとともに、上位計画である「障害者計画」との整合を図りながら、令和5年度を目標とした「第6期春日部市障害福祉計画」を策定するものです。

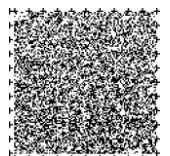
また、成年後見制度*の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画を包含する計画として定めます。



2. 計画の期間

春日部市障害福祉計画の計画期間は3年を1期とします。

第6期春日部市障害福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



II. 障害福祉計画の目標値

障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、施設入所者および退院が可能な精神障がい者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行などを進めるため、障害者総合支援法*第 87 条第 1 項に規定する基本指針にて示されているとおり、令和 5 年度を目標年度とした以下の数値目標を設定します。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和 5 年度末における地域生活に移行する人の数値目標の設定にあたっては、令和元年度末時点の障がい者支援施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行するものと見込みます。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	193 人	令和2年3月31日時点での施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	12 人 6 %	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

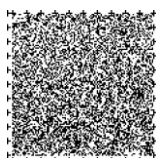
2. 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害*および高次脳機能障害*を含む）にも対応した地域包括ケアシステム*の構築を進めるため、入院中の精神障がい者に関する目標値を定めることとしています。

なお、目標値は県が設定することとなっています。

【国の指針】

- 令和 5 年度末時点の退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とし、長期在院者数（65 歳以上および 65 歳未満）の減少値を設定する。
- 令和 5 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、入院後 6 か月時点の退院率を 86%以上、入院後 1 年時点の退院率を 92%以上とする。



項目	数値	考え方
入院患者数	県が設定します	長期入院患者(1年以上入院患者)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数
令和5年度末時点の65歳以上長期在院者数の減少値	県が設定します	
令和5年度末時点の65歳未満長期在院者数の減少値	県が設定します	
令和5年度における入院後3か月時点の退院率	69%以上	
令和5年度における入院後6か月時点の退院率	86%以上	
令和5年度における入院後1年時点の退院率	92%以上	

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等は令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することとしています。

【地域生活支援拠点等の整備に向けた取組】

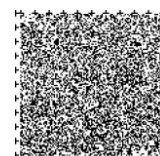
障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行います。

また、検討にあたっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

項目	数値	考え方
【目標値】目標年度の地域生活支援拠点数	1か所	令和5年度末までに整備する地域生活支援拠点の数と機能の検証および検討の実施回数
地域生活支援拠点等における機能の検証および検討の実施回数	1回	

（参考）地域生活支援の拠点等に求められる機能は以下の通りです。

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイ*の利便性・対応力向上等）
- 専門的人材の確保・養成
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）



II. 障害福祉計画の目標値

4. 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等および就労定着支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労へ移行およびその定着する人の目標値を設定することとしており、一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本としています。

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	36人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	48人 1.27倍以上	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

注)一般就労した者とは、一般企業等に就職した者(就労継続支援A型および福祉工場の利用者となった者を除く。)、在宅就労した者および自ら起業した者をいう。

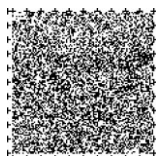
あわせて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業および就労継続支援B型事業のそれぞれに係る一般就労移行者数の目標値を定めます。

うち就労移行支援事業は令和元年度実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業はおおむね1.26倍以上、就労継続支援B型事業はおおむね1.23倍以上を目指すこととします。

項目	数値	考え方
令和元年度就労移行支援事業の一般就労移行者数	33人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】就労移行支援事業の一般就労移行者数	43人 1.3倍	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
令和元年度就労継続支援A型の一般就労移行者数	3人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】就労継続支援A型の一般就労移行者数	4人 1.26倍	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
令和元年度就労継続支援B型の一般就労移行者数	1人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】就労継続支援B型の一般就労移行者数	2人 1.23倍	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

また、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。

項目	数値	考え方
令和元年度の就労定着支援事業利用者数	32人 (全体の9割)	令和元年度において一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労定着支援事業の利用者数	35人 (全体の7割)	令和5年度末において一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の数



さらに就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

項目	数値	考え方
令和5年度末の就労定着率が8割以上の事業所数	1か所	令和5年度末の就労移行率が8割以上の事業所数

注)令和元年度末現在、市内の就労定着支援事業所は1か所です。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村で児童発達支援センターを1か所以上設置して保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、各市町村で1か所以上重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。

また、令和5年度末までに、医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置をするとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

① 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

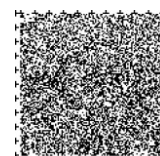
現在市内には、児童発達支援センターが2か所、保育所等訪問支援を行う事業所が4か所あります。

項目	数値	考え方
児童発達支援センター数	2か所以上	令和5年度末の児童発達支援センター機能を有する施設数
保育所等訪問支援	4か所以上	令和5年度末の保育所等訪問支援機能を有する施設数

② 重症心身障がい児を支援する事業所の確保

現在市内には、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が1か所あります。令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市内に1か所確保します。

項目	数値	考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所以上	令和5年度末の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所以上	



II. 障害福祉計画の目標値

③ 医療的ケア児のための協議の場の設置およびコーディネーターの配置

医療的ケア児*の支援についての協議の場として、自立支援協議会等、既存の枠組みの活用について検討します。

項目	数値
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数	1か所

医療的ケアが必要な障がいのある児童に対する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援を円滑に受けられるよう調整するコーディネーターの設置を促進します。

【配置の見込み】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
人数	1人	2人	3人	

6. 相談支援体制の充実・強化等

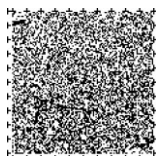
国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

また、これらの取組を実施するにあたっては基幹相談支援センター*または属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能および継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援事業がその機能を担うこととしています。

項目	数値
基幹相談支援センター等の体制整備	1か所

項目	成果目標
総合的・専門的な相談支援	実施
相談支援事業者への専門的な指導・助言	実施
相談支援事業者の人材育成の支援	実施
相談機関との連携強化の取組	実施

障害だけでなく、そのほかの複合的な課題にも対応が可能で、かつ、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施を検討します。



【活動指標】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
相談支援事業者への指導助言	1回	1回	1回	
相談支援事業者の人材育成の支援	1回	1回	1回	
相談機関との連携強化の取組	1回	1回	1回	

■成年後見制度の利用を促進します。

平成29年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

市はこれに基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めることとされました。

このため、本市の障害福祉計画を成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画を包含する計画として策定し、障害等により判断能力の十分でない障がいのある人の権利擁護の推進を図ります。

○成年後見制度

成年後見制度とは、判断能力の十分でない人を保護し、支援するための制度です。

判断能力の十分でない人に代わって、財産の管理や身上監護、相続などの法律行為などを行ったり、本人が行った契約を取り消す権限を成年後見人に与えるものです。

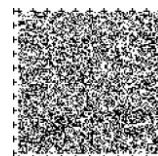
判断能力に応じて、後見、保佐、補助に分かれており、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人を選任し、代理人として法律行為を行い、本人を支援します。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針では、県および市町村の職員は、障害者総合支援法*の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとしています。

また、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有および指導監査結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築することを基本としています。

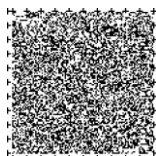
本市では、県が実施する研修への参加や指導監査に協力してまいります。



Ⅱ. 障害福祉計画の目標値

【活動指標】

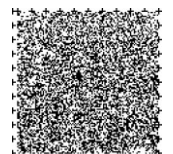
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
県が実施する研修への参加人数	1人	1人	1人	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	有	有	有	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回	



Ⅲ. 障害者総合支援法等に基づくサービス

障害者総合支援法*に基づくサービスの体系は、全国一律の「自立支援給付」と実施する各自治体が任意で選択する独自サービスである「地域生活支援事業」に大きく分かれ、「自立支援給付」はさらに①障害福祉サービス、②自立支援医療、③補装具費、④相談支援に分かれます。

また、児童関係のサービスは、児童福祉法に基づいて提供されています。



Ⅲ. 障害者総合支援法等に基づくサービス

■ 障害福祉サービス

障害福祉サービスとは、障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、個々の障害の程度や社会活動、介護者、居住等の状況などを踏まえて、個別に支給するサービスで介護給付と訓練等給付に大別され、さらに訪問系、日中活動系、居住系に分けられます。

a 介護給付

介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
	日中活動系	療養介護
		生活介護
		短期入所（ショートステイ）
	居住系	自立生活援助
		施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケアなど）

b 訓練等給付

訓練等給付	日中活動系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		就労移行支援
		就労継続支援（A型・B型）
		就労定着支援
	居住系	共同生活援助（グループホーム）

■ 自立支援医療

自立支援医療は、障害に係る医療費の支援として、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つに大別され、医療費と所得の双方に着目した自己負担とすることで、障がいのある人の負担の公平を図っています。

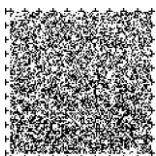
また、障がいのある人を含め、費用を皆で支え合う仕組みとして、制度の効率性、安定性を確保することも大きな目的です。

■ 補装具費

障がいのある人などの身体機能を補完または代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の購入費または修理費を支給あるいは貸与するものです。

■ 相談支援

障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

障害福祉サービス等の内容や今後のサービス提供見込み等は次のようになっています。

サービス提供見込み量については、1か月あたりの利用量を示しています。

なお、見込み量の設定にあたっては、第5期計画の期間中における利用実績の推移と伸び率を勘案し、市内における事業所数等の変化も踏まえて設定しています。

1. 訪問系サービス

【現状と課題】

訪問系サービスの利用実績は、第5期計画の見込み量よりわずかに上回っています。

(令和元年度では、計画では11,437時間、実績では11,586時間)

日常生活を営むのに支障がある障がいのある人が在宅生活を維持できるよう、サービス提供体制の充実に努めています。

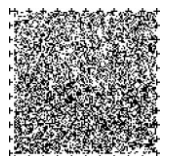
今後、障がいのある人の地域での生活を支え、あるいは地域生活への移行を促進するため、障害特性や障がいのある人一人ひとりの状態に配慮したサービスの質的な向上が必要です。

【今後の方向性】

利用実績の推移をみると居宅介護および重度訪問介護は増加傾向が続いています。

その他のサービスも新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に一時的な利用の減が見られるものの、今後はサービス量が増加していくことが考えられますので実績を考慮したうえで、これまでと同様の伸び率を仮定し、令和5年度は、合計で12,472時間を見込みました。

引き続き、日常生活を営むのに支障のある障がいのある人や、入所施設から地域生活移行を希望する障がいのある人が在宅生活を維持できるようサービスの量的な拡大とともに、特に知的障がいのある人や精神障がいのある人、重度の障がいのある人に配慮したサービスの質的向上を確保します。



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

① 居宅介護（ホームヘルプ）

【サービスの内容】

居宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	6,511 時間	6,080 時間	6,317 時間	
実利用者数(月)	259 人	254 人	264 人	
市内事業所数	40 か所	43 か所	46 か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総利用時間数(月)	6,408 時間	6,456 時間	6,528 時間	
実利用者数(月)	267 人	269 人	272 人	

② 重度訪問介護

【サービスの内容】

重度の肢体不自由者または重度の知的障害、あるいは精神障害により行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います（18歳以上の方が対象）。

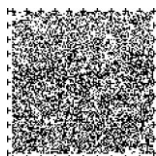
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	2,511 時間	2,611 時間	2,611 時間	
実利用者数(月)	8 人	8 人	8 人	
市内事業所数	40 か所	43 か所	46 か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総利用時間数(月)	2,663 時間	2,716 時間	2,770 時間	
実利用者数(月)	8 人	8 人	8 人	



③ 同行援護

【サービスの内容】

視覚障害により移動に著しい困難を有する人を対象に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動時の援護などを行います。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	474 時間	503 時間	353 時間	
実利用者数(月)	36 人	39 人	34 人	
市内事業所数	12 か所	14 か所	14 か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総利用時間数(月)	520 時間	533 時間	546 時間	
実利用者数(月)	40 人	41 人	42 人	

④ 行動援護

【サービスの内容】

知的障害または精神障害により行動が著しく困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

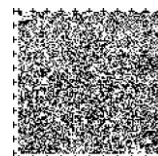
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	2,318 時間	2,392 時間	2,557 時間	
実利用者数(月)	72 人	72 人	61 人	
市内事業所数	4 か所	5 か所	7 か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総利用時間数(月)	2,468 時間	2,547 時間	2,628 時間	
実利用者数(月)	72 人	72 人	72 人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑤ 重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

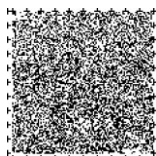
常に介護を必要とする方の中で、意思疎通を図ることが著しく困難でその介護の必要な程度が著しく高い方に居宅介護や日中活動など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

なお、本サービスは全国でも提供している事業者が非常に少なく、本県内でも2か所（2か所とも東松山市）のため、見込み量は設定しません。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	〇時間	〇時間	〇時間	
実利用者数(月)	〇人	〇人	〇人	
市内事業所数	〇か所	〇か所	〇か所	

注：令和2年度は見込み数



2. 日中活動系サービス

① 療養介護

【サービスの内容】

主として、昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話を行うサービスです。

病院における機能訓練、療養上の管理、看護、介護などが必要な障がいのある人などであって、常時介護を要する人を対象としています。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量と同数となっています。(令和元年度は、計画、実績とも25人)。

本事業は医療機関など条件の整った機関での事業ですが、サービスの利用者数については横ばいの状態となっています。

医療的なケアや常時看護を必要とする方には重要な事業ですので、必要なサービス提供体制に努める必要があります。

【今後の方向性】

今後、対象者の増を見込み、令和5年度では27人を見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、関係機関と連携しながら促進します。

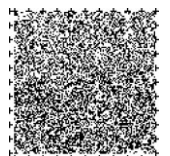
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(月)	24人	25人	25人	
市内事業所数	0か所	0か所	0か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	26人	26人	27人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

② 生活介護

【サービスの内容】

常に介護を必要とする人に、日中施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会などを提供します。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。(令和元年度は、計画では8,720人日分、実績では9,301人日分)

サービスの需要はこの3年間では増加傾向となっています。

特に重度障がい者では、利用者の状態やニーズに合わせた支援調整が難しいことやサービスの質の向上、人材育成等が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、サービスの需要の拡大や、サービス提供事業者の増加見込みを考慮して、令和5年度は10,383人日分と見込みました。

常に介護を必要とする障がいのある人に、日中の介護を行うと共に、創作的活動、生産活動の機会、重度障がい者の支援調整などをサービス事業者へ働きかけます。

また、自立支援協議会の専門部会を活用し、情報共有、人材育成、関係者との連携等の充実を推進していきます。

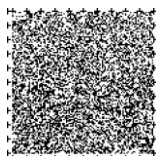
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	9,128人日分	9,301人日分	9,611人日分	
実利用者数(月)	448人	468人	468人	
市内事業所数	13か所	13か所	14か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総利用時間数(月)	9,862人日分	10,119人日分	10,383人日分	
実利用者数(月)	478人	489人	500人	



③ 短期入所（ショートステイ*）

【サービスの内容】

居家で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。

（令和元年度は、計画では399人日、実績では315人日）

サービスの需要は、この3年間では新型コロナウイルス感染症の影響を除けば微増となっています。

市外の施設も利用しており、市内では3か所に事業所が整備されました。

障がいのある人の地域生活を支える事業として関係機関やサービス事業者との連携が必要です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は347人日分と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、関係機関や居住系サービス事業者の協力を求めながら、サービスの確保に努めます。

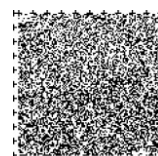
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	305人日分	315人日分	194人日分	
実利用者数(月)	43人	46人	22人	
市内事業所数	0か所	1か所	3か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	325人日分	336人日分	347人日分	
実利用者数(月)	49人	53人	56人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

④ 自立訓練（機能訓練）

【サービスの内容】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練（身体的リハビリテーションなど）を行います。

利用者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障がいのある人、または難病を患っている人で次の要件に該当する人 a. 入所施設・病院を退所または退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 b. 特別支援学校を卒業し、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
利用制限	原則1年6か月以内
夜間の生活の場合	地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に、入所施設の利用可

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。

（令和元年度は、計画では12人日分、実績では9人日分）

サービスの需要はこの3年間では減少傾向となっています。

現時点でも市内に当該サービスを実施する事業者がないため、サービス提供事業者の情報収集に努め、提供体制の充実を図ります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は20人日分と見込みました。

今後、サービス提供事業者の情報を把握し、サービス利用者への情報提供や助言などを行います。また、サービス利用者のニーズ把握を進め見込み量の確保に努めます。

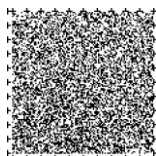
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	22人日分	9人日分	8人日分	
実利用者数(月)	2人	2人	2人	
市内事業所数	0か所	0か所	0か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	20人日分	20人日分	20人日分	
実利用者数(月)	2人	2人	2人	



⑤ 自立訓練（生活訓練）

【サービスの内容】

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づき食事や家事などの日常生活能力向上のための訓練を行います。

利用者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障がいまたは精神障がいのある人で次の要件に該当する人 a.入所施設・病院を退所または退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 b.特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上などの支援が必要な人
利用制限	原則2年以内（入所の場合は、最長3年）
夜間の生活の場合	地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に、入所施設の利用可

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。

（令和元年度は、計画では76人日分、実績では84人日分）

サービスの需要はこの3年間では減少傾向となっています。

今後も急激な需要の増加はないと考えられますが、市内で当該サービスを実施する事業者が少ないため、サービス提供事業者の確保に努めます。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は120人日分と見込みました。

引き続き、サービス利用者のニーズ把握に努めながら、サービス提供事業者の確保について、事業者の意向を把握しながら継続的な情報提供や助言などを行います。

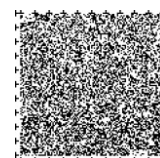
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	180人日分	84人日分	77人日分	
実利用者数(月)	10人	6人	5人	
市内事業所数	0か所	0か所	1か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	90人日分	105人日分	120人日分	
実利用者数(月)	6人	7人	8人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑥ 就労移行支援

【サービスの内容】

一般企業への就労を希望する人に、一定期間の支援計画に基づき就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを行います。

利用者	一般企業への就労、または在宅就労などを希望する障がいのある人であって、次の要件に該当する人 a. 一般企業への就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人 b. あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、またはきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人
利用制限	地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に入所施設の利用可（2年以内）

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。（令和元年度は、計画では1,224人日分、実績では1,921人日分）サービスの需要はこの3年間では増加傾向となっています。

当該サービス提供事業者の増加にともない、サービスの需要はこの3年間で増加傾向となっています。

一般就労への意欲が高まっていると考えられますが、ヒアリングでは、就労移行支援事業所のサービス内容の質に問題があるとの指摘があります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は2,666人日分と見込みました。

自立支援協議会の専門部会を活用しながら、サービスの質の向上、人材育成、相談機関や就労関係との連携やネットワークの構築など、市内の就労支援体制の充実を促進します。

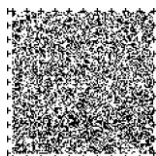
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	1,784人日分	1,921人日分	2,095人日分	
実利用者数(月)	105人	112人	112人	
市内事業所数	5か所	9か所	9か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	2,270人日分	2,460人日分	2,666人日分	
実利用者数(月)	116人	120人	124人	



⑦ 就労継続支援（A型）

【サービスの内容】

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

利用者	雇用契約に基づき継続的に就労が可能と見込まれる障がいのある人であつて、下記の要件に該当する人 a. 就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった人 b. 特別支援学校を卒業して、雇用に結びつかなかった人 c. 企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人
利用制限	制度上、制限の定めなし

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。（令和元年度は、計画では2,820人日分、実績では3,222人日分）サービスの需要はこの3年間では増加傾向となっています。

本サービスは実際の作業活動を通して、職能技能や体調管理能力、コミュニケーション能力などを身に付け、最終的に一般就労を目指すことを目的としており、人材確保、人材育成、関係機関との連携による就労支援体制の構築等が課題となります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は3,710人日分と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、就労支援事業に対する国・県の考え方等も踏まえ、市内でのサービス提供事業者の確保に努めます。

また、就労支援体制の構築、関係機関との連携、情報共有等を自立支援協議会の専門部会を活用して推進していきます。

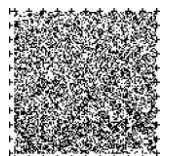
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	2,932人日分	3,222人日分	3,217人日分	
実利用者数(月)	155人	171人	166人	
市内事業所数	4か所	4か所	4か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	3,374人日分	3,538人日分	3,710人日分	
実利用者数(月)	172人	179人	185人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑧ 就労継続支援（B型）

【サービスの内容】

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

利用者	就労の機会を通じて、生産活動に係る知識および能力の向上が期待される障がいのある人であって、下記の要件に該当する人 a. 一般企業での就労経験のある人で、年齢や体力の面から雇用されることが困難な人 b. 就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった人 c. 上記 a、b 以外の人であって、50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者
利用制限	制度上、制限の定めなし

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を少し下回っています。（令和元年度は、計画では4,135人日分、実績では4,042人日分）サービスの需要はこの3年間では増加傾向にあります。

障がいのある人が生涯安心して働くことができる場として、今後も多くの需要が見込まれますので当該サービス提供事業者の確保が必要です。また、運営においては、就労支援体制、関係機関等の連携、生産活動の充実が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は4,737人日分と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、サービス提供事業者の確保に努め、自立支援協議会の専門部会を活用し、生産活動および工賃の向上、就労支援の情報共有、関係機関等の連携を図りながら推進していきます。

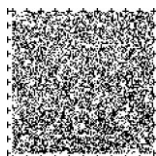
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	4,043人日分	4,042人日分	4,305人日分	
実利用者数(月)	242人	251人	264人	
市内事業所数	8か所	8か所	9か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	4,444人日分	4,588人日分	4,737人日分	
実利用者数(月)	276人	288人	301人	



⑨ 就労定着支援

【サービスの内容】

一般就労へ移行した障がいのある人について、就労にともなう生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

利用者	生活介護、自立訓練、就労移行支援、または就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある人
利用制限	3年間（1年ごとに支給決定期間を更新）

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を大幅に上回っています。（令和元年度は、計画では1人、実績では32人）サービスの需要は急増しています。

当該事業は、障がいのある人が安心して働くうえで重要であり、多くの需要があるため、当該事業を実施するサービスの提供事業所の確保が課題です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は65人と見込みました。

事業所と連携しながら、引き続き相談機関や就労関係機関の連携やネットワークを活用します。

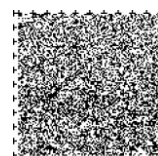
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	11人日分	36人日分	51人日分	
実利用者数(月)	16人	32人	38人	
市内事業所数	1か所	1か所	1か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	97人日分	97人日分	97人日分	
実利用者数(月)	65人	65人	65人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

3. 居住系サービス

① 施設入所支援

【サービスの内容】

施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつおよび食事などの介護、生活などに関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動と併せて夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量をやや下回っています。(令和元年度は、計画では195人、実績では191人)サービスの需要はほぼ横ばいです。

アンケートやヒアリングでは、「市内への入所施設の設置」が課題に挙げられました。

市ではこれまで、国の考え方や県から示された障がい児(者)施設の整備方針等を確認してきましたが、原則として入所施設の新設を認めていない国の方針に変更がないこともあり、入所施設の整備には至っていません。

入所施設の整備には、国庫補助制度の活用が不可欠であることから、今後もその動向を注視していきます。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は194人と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、事業を進めるためのインフラ整備などの問題もありますが、市内に入所施設がないという現状を踏まえ、関係機関等と連携し、継続的に利用者のニーズや事業所の状況把握に努め、必要な支援を行います。

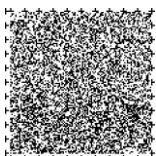
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(月)	190人	191人	188人	
市内事業所数	0か所	0か所	0か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	192人	193人	194人	



② 共同生活援助（グループホーム）

【サービスの内容】

地域での生活を希望する障がいのある人に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつおよび食事などの介護、調理、洗濯および掃除などの家事、生活などに関する相談および助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活の支援を行います。

a. 外部サービス利用型	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分*にかかわらず利用が可能で、介護の提供については外部の居宅介護事業所等に委託します。 ・標準的な支援内容は、日常的に必要な相談・援助、食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応、介護サービスの手配（アレンジメント）です。
b. 介護サービス包括型	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分にかかわらず利用が可能で、介護の提供については当該事業所の従業者が行います。 ・標準的な支援内容は、日常的に必要な相談・援助、食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応の他に食事、入浴、排せつ等の介護があります。
c. サテライト型住居	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から本体住居との密接な連携を前提として1人暮らしに近い形態の仕組みとなっています。
d. 日中サービス支援型	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障がい者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホームです。なお、地域における重度障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とします。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。（令和元年度は、計画では183人、実績では196人）サービスの需要は大幅に増加しています。

当該サービス提供事業者の増加にともない、サービスの需要は大幅に増加しています。今後、サービス事業者の増加や自立生活のニーズの高まりなどが考えられ、潜在的な需要を考慮すると増加していく見込みです。

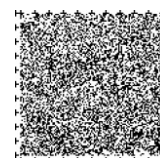
夜間・休日・緊急時の体制づくり、人材確保、人材育成、防災対策などの充実や重度障がい者の支援体制等が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は252人と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、民間企業等との協議による提供基盤の整備にあたるほか、重度障がい者の支援調整や夜間、休日、緊急時の支援体制について関係機関と検討を進めていきます。

また、自立支援協議会の専門部会を活用し、障がいのある人に配慮したサービスの質の向上、人材育成、関係機関との情報共有など連携を図りながら推進していきます。



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(月)	183 人	196 人	208 人	
定員数(月)	115 人	219 人	219 人	
市内事業所数	23 か所	43 か所	43 か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

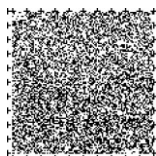
区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	222 人	236 人	252 人	
定員数(月)	229 人	239 人	249 人	
市内事業所数(見込)	45 か所	47 か所	49 か所	

【精神障がい者の共同生活援助】

国の基本指針に基づき、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、精神障がい者の利用見込み量を設定します。

【見込み量（再掲）】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	60 人	64 人	68 人	



③ 自立生活援助

【サービスの内容】

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整などの支援を行います。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量と同じでした。(令和元年度は、計画では1人、実績でも1人)。令和元年度にはじめて利用が発生しています。

一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人が、地域で生活していくうえで重要な支援ですが、当該事業を実施するサービス提供事業所の確保が課題です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は1人と見込みました。

見込み量の確保については、自立生活援助事業所との連携により、体制の整備に努めます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(月)	0人	1人	2人	
市内事業所数	0か所	0か所	0か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

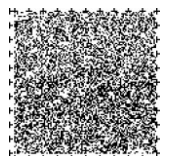
区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	1人	1人	1人	

【精神障がい者の自立生活援助】

国の基本指針に基づき、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、精神障がい者の利用見込み量を設定します。

【見込み量(再掲)】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	1人	1人	1人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

4. 相談支援

【サービスの内容】

サービス利用の相談、情報の提供、あっせん、調整等を行い、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう、障がいのある人の意向に沿ったサービス等利用計画を作成します。

サービス種別	内 容	対象者
計画相談支援	障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての障がいのある人。
地域移行支援	地域における生活に移行するための活動に関する相談や、地域生活の準備のための外出に対する同行支援、入居支援等を行う。	障がい者入所施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与する。	居宅において単身もしくは家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人。

① 計画相談支援

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。（令和元年度は、計画では704人、実績では945人）サービスの需要は大幅に増加しています。

当該サービス事業者の運営面において、相談支援専門員の不足により専従の相談支援専門員を設置することが難しく、現時点では、障害福祉サービス利用者が自ら計画（セルフプラン）を作成している状況もあります。

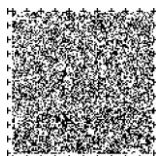
サービス等利用者計画の作成は、多くの需要があるため、障害特性に配慮した適切な支援計画を提供するためにサービス提供事業者の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は1,102人と見込みました。

事業の提供体制については、サービス事業者の確保に努めます。

また、自立支援協議会の専門部会を活用しながら、指定特定相談支援事業所等と連携を図り、本サービスの見込み量の確保と質の高い適切なサービス等利用者計画の作成を推進していきます。



【実績値】

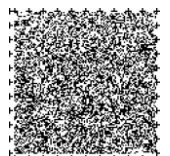
区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	103人	113人	135人	
計画作成累積者数	858人	945人	947人	
市内事業所数	13か所	13か所	13か所	

注：令和2年度は見込み数

※ 利用者の見込み量は、計画作成とモニタリングを合算したものとなっています。
 なお、サービス等利用計画作成者数の累積については、障がいのある人等自身が作成した計画（セルフプラン）を除いた見込み量となっています。

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	155人	177人	203人	
計画作成累積者数	996人	1,048人	1,102人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

② 地域移行支援

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量をやや上回っています。(令和元年度は、計画では4人、実績では1人)

令和元年度にはじめて利用が発生しています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は3人と見込みました。
市では、当該サービス事業者と連携を図り、支援体制の充実を推進していきます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(月)	0人	1人	1人	
市内事業所数	2か所	2か所	2か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

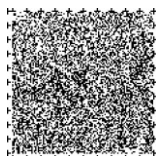
区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	1人	2人	3人	

【精神障がい者の地域移行支援】

国の基本指針に基づき、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、精神障がい者の利用者数の見込み量を設定します。

【見込み量(再掲)】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	1人	2人	3人	



③ 地域定着支援

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。(令和元年度は、計画では9人、実績では1人)

関係機関との連携や、利用者の状態やニーズに合わせた、サービスの質の向上が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は8人と見込みました。
市では、当該サービス事業者と連携を図り、支援体制の充実を推進していきます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(月)	0人	1人	5人	
市内事業所数	2か所	2か所	2か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

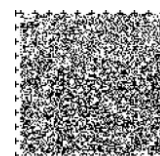
区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	6人	7人	8人	

【精神障がい者の地域定着支援】

国の基本指針に基づき、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、精神障がい者の利用者数の見込み量を設定します。

【見込み量(再掲)】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	6人	7人	8人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

④ 総合的・専門的な相談支援の実施

国の基本指針に基づき、障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。

現行の身体障害、知的障害、精神障害を専門とする3か所の相談支援事業所と連携して支援体制の充実を図ります。

【見込み量】

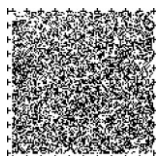
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	

⑤ 地域の相談支援体制の強化

国の基本指針に基づき、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みおよび地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定します。

【見込み量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
訪問等による指導・助言	1回	1回	1回	
人材育成の支援	1回	1回	1回	
連携強化の取組	1回	1回	1回	



5. 発達障害関連

① パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数

国の基本指針では、現状のPARENTトレーニング*やPARENTプログラム*等の実施状況および市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定することとされています。

本市では、発達障がいおよびその疑いがある子どもの早期発見、早期支援を図るため、早期の発達相談や専門的な相談など、必要な支援を行い、発達障がい児を育てる保護者への支援として、保護者向けの勉強会やPARENTトレーニング、PARENTプログラム等の事業の実施を目指します。

【見込み量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
受講者数	10人	10人	10人	

② PARENTメンターの人数

国の基本指針では、現状のPARENTメンター*養成研修等の実施状況および市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、PARENTメンターの人数の見込みを設定することとしています。

本市では、自らも発達障がいのある子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けたPARENTメンターの養成を目指します。

【見込み量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
養成人数	10人	10人	10人	

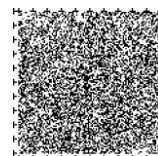
③ ピアサポート活動への参加人数

国の基本指針では、現状のピアサポート*の活動状況および市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、参加人数の見込みを設定することとしています。

本市では、同じような立場の人が、障がいのある人や、その家族の方の悩みなどの聞き取りをすることで支援する活動の実施を目指します。

【見込み量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
参加人数	10人	10人	10人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

6. 保健、医療および福祉関係者による協議の場の設置

国の基本指針では、市町村ごとの保健、医療および福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の開催回数と保健、医療、福祉、介護、当事者および家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定するとともに、協議の場における目標設定および評価の実施回数の見込みを設定するものとしています。

本市では、保健、医療および福祉関係者による協議の場をつくることで、重層的な連携による支援体制を構築することを目指します。

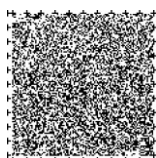
【見込み量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
開催回数	1回	1回	1回	
関係者の参加者数	10人	10人	10人	
目標設定および評価の実施回数	1回	1回	1回	

7. 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

国の基本指針では、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施回数の見込みを設定することとされています。

本市では事業所や関係自治体等と共有する体制が無い場合、有用性についての検討を行ってまいります。



8. 児童福祉法に基づくサービス

障がい児（18歳未満）に対するサービスです。サービスは通所支援、相談支援、および都道府県による入所支援に大別されます。

	サービス名
障害児通所支援	児童発達支援
	医療型児童発達支援
	居宅訪問型児童発達支援
	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援
障害児相談支援等	障害児相談支援
	子ども・子育て支援等における障害児の受入れ体制の整備

① 児童発達支援

未就学の障がいのある児童（身体、知的、精神（発達障害*および高次脳機能障害*を含む）に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援を行います。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

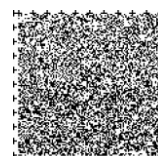
利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。（令和元年度は、計画では1,396人日分、実績では1,522人日分）

また、重度の障がい児受入体制等や、障害の早期発見、早期療育が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は2,248人日分と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、関係機関や事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

【実績値】

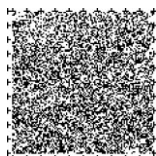
区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人日分	1,295 人日分	1,522 人日分	1,612 人日分	
実利用者数(月)	100 人	141 人	136 人	
市内事業所数	11 か所	12 か所	12 か所	

注：令和2年度は見込み数

注：市内事業所数は、児童発達支援センター2 か所を含みます

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
人日分	1,801 人日分	2,012 人日分	2,248 人日分	
実利用者数(月)	161 人	192 人	228 人	



② 医療型児童発達支援

理学療法等の機能訓練、もしくは医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童に、児童発達支援および治療を提供します。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量に対して、実績はありませんでした。(令和元年度は、計画では24人日分、実績では0人日分)

市内に事業所がないため、市外の事業所の利用をしなければならないことが、課題となっています。

【今後の方向性】

潜在的な需要を考慮して、令和5年度は9人日分と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、今後も、関係機関や事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

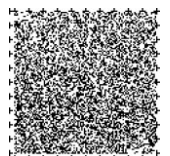
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人日分	0人日分	0人日分	0人日分	
実利用者数(月)	0人	0人	0人	
市内事業所数	0か所	0か所	0か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
人日分	3人日分	6人日分	9人日分	
実利用者数(月)	1人	2人	3人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

③ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にあつて、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）を受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練の支援を行います。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。（令和元年度は、計画では2人、実績では1人）

当該事業を実施するサービス提供事業所の確保が課題です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は3人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、関係機関や事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

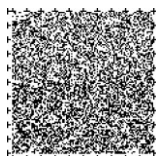
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人日分	0人日分	1人日分	0人日分	
実利用者数(月)	0人	1人	0人	
市内事業所数	0か所	1か所	1か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
人日分	2人日分	2人日分	3人日分	
実利用者数(月)	2人	2人	3人	



④ 放課後等デイサービス

通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の学校の休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するための支援をします。

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に、就学している障がいのある児童が対象となります。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。（令和元年度は、計画では3,080人日分、実績では4,017人日分）

放課後や夏休み等における支援の充実や居場所の確保が求められています。

また、サービスの質の向上や人材育成、重度の障がい児受入体制等が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は4,681人日分と見込みました。

自立支援協議会の専門部会を活用し、重度の障がい児体制やサービスの質の向上、関係機関との情報共有、連携を図りながら推進していきます。

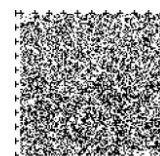
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人日分	3,706人日分	4,017人日分	4,066人日分	
実利用者数(月)	304人	343人	347人	
市内事業所数	22か所	22か所	26か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
人日分	4,262人日分	4,467人日分	4,681人日分	
実利用者数(月)	371人	397人	425人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑤ 保育所等訪問支援

保育所など障がいのある児童が集団生活を営む施設を訪問し、障がいのある児童本人に対して、集団生活に適応するための専門的な支援、訓練等を行うとともに、訪問先の施設の職員に対して、障がいのある児童の特性に応じた支援内容や関わり方について助言等を行うことにより、集団生活の安定した運営を支援します。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。(令和元年度は、計画では6人日分、実績では12人日分)

引き続き、保育所等に通う障がいのある児童に対し、集団生活への適応のための支援が必要です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は22人日分と見込みました。見込み量の確保にあたっては、関係機関や事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

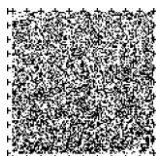
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人日分	18人日分	12人日分	6人日分	
実利用者数(月)	12人	11人	7人	
市内事業所数	3か所	3か所	4か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
人日分	15人日分	19人日分	22人日分	
実利用者数(月)	14人	17人	20人	



⑥ 障害児相談支援

障がいのある児童が、障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。障害児支援利用計画についての相談および作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量と同じでした。（令和元年度は、計画では14人、実績でも14人）

当該サービス事業者の運営面において、相談支援専門員の不足により専従の相談支援専門員を設置することが難しく、現時点では、サービス利用申請者が自ら計画（セルフプラン）を作成している状況もあります。

障害児支援利用計画の作成は、多くの需要があるため、障害特性に配慮した適切な支援計画を提供するためにサービス提供事業者の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は58人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、事業所と連携しながら事業の周知に努めます。

また、自立支援協議会の専門部会を活用しながら、指定障害児相談支援事業所等と連携を図り、本サービスの見込み量の確保と質の高い適切な障害児支援利用計画の作成を推進していきます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	13人	14人	23人	
計画作成累積者数	106人	108人	119人	
市内事業所数	8か所	8か所	8か所	

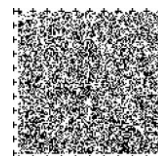
注：令和2年度は見込み数

※ 利用者の見込み量は、計画作成とモニタリングを合算したものとなっています。

なお、障害児支援利用計画作成者数の累積については、サービス利用申請者自身が作成した計画（セルフプラン）を除いた見込み量となっています。

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	31人	43人	58人	
計画作成累積者数	126人	133人	142人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑦ 子ども・子育て支援等における障がい児の受入れ体制の整備

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が、希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障がい児の受入れ体制を整備するものです。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

受入れ実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。(令和元年度は、計画では保育施設(認定子ども園含む)で10人、実績では25人、放課後児童健全育成事業で31人、実績では48人)

本市では現在のところ、子ども・子育て支援の利用を希望する障がいのある児童について、可能な限り受け入れをしています。

障がいのある児童の特性に応じた支援をするため、受け入れる施設の職員の知識の向上が課題です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は保育施設(認定子ども園含む)で28人、放課後児童健全育成事業で45人と見込みました。

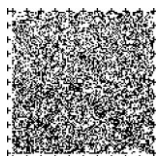
見込み量の確保にあたっては、障がいのある児童を受け入れる施設の職員や児童の保護者などの集団生活への不安や負担の軽減を図るため、子どもの発達支援巡回や保育所等訪問支援事業の周知と充実に努めます。

【実績値】

種別	年間受入れ人数の実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育施設(認定子ども園含む)	7人	25人	28人
放課後児童健全育成事業	43人	48人	40人

【見込み量】

種別	年間受入れ人数の見込み		
	令和2年度	令和3年度	令和5年度
保育施設(認定子ども園含む)	28人	28人	28人
放課後児童健全育成事業	45人	45人	45人



9. 地域生活支援事業

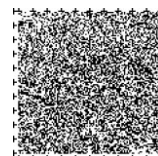
地域生活支援事業は、日常生活と社会生活をサポートするサービスを地域の障がいのある人のニーズに合わせて柔軟に提供することを目的とした事業です。

具体的には、障がい者福祉に関わる相談や情報提供、サービスの利用支援をはじめ、利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる意思疎通支援、移動支援などです。

また、地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない「必須事業」と各市町村の判断で地域特性などにより柔軟に実施できる「任意事業」から構成されています。

「必須事業」と「任意事業」は下表のとおりです。

必須事業	春日部市の任意事業
① 理解促進研修・啓発事業	⑧ 奉仕員養成研修事業（点訳）
② 自発的活動支援事業	⑪ 訪問入浴サービス事業
③ 相談支援事業	⑫ 更生訓練費支給事業
④ 成年後見制度利用支援事業	⑬ 知的障害者職親委託事業
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	⑭ 日中一時支援事業
⑥ 意思疎通支援事業	⑮ 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業
⑦ 日常生活用具給付等事業	⑯ 肢体不自由児機能回復訓練母子通園事業
⑧ 奉仕員養成研修事業（手話）	⑰ 子どもの発達支援巡回事業
⑨ 移動支援事業	
⑩ 地域活動支援センター機能強化事業	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて市民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

【現状と課題】

実施形式には、障がいのある人等の理解を深めるための教室等の開催、市民が障害福祉サービス事業所等へ訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し障がいのある人等に対して必要な配慮・知識や理解を促す、有識者による講演会や障がいのある人等と実際に多くの市民が実際にふれあうイベント等の開催、障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成などの広報活動等があります。

本市では、地域性や職員の人員体制を考慮し、現状では広報活動等のみを実施している状況です。

【今後の方向性】

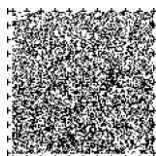
特定の市民だけでなく、多くの市民が事業に関心を持つように努めるとともに、通年的に実施が可能な内容で考え、啓発を実施していきます。

【実施実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	

【実施見込】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	



② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が、自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

【現状と課題】

実施形式には、障がいのある人等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する、障がいのある人等を含めた地域における災害対策活動を支援する、地域で障がいのある人等が孤立することがないように見守り活動を支援する、障がいのある人等が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障がいのある人等に対する社会復帰活動を支援する、障がいのある人等に対するボランティアの養成や活動を支援するなどがあります。

事業の創設と必須化は平成25年度からでしたが、事業を委託または補助する団体等の情報が不足していたことなどから実施に至りませんでした。

【今後の方向性】

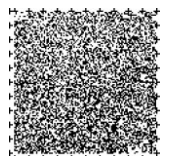
特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障がいのある人等やその家族、地域住民等が事業に関わる内容で実施できるよう努めるとともに、事業を委託または補助する団体等の他市内のボランティア団体等と連携し事業の周知を図っていきます。

【実施実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
実施の有無	未実施	未実施	未実施	

【実施見込】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

③ 相談支援事業

相談支援事業は障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、そのニーズを受け止め、情報提供や権利擁護のための援助をするなど、総合的な相談支援を行います。

【現状と課題】

本市の相談支援事業については、身体障害、知的障害、精神障害を専門とする3事業所に委託しています。

また、市内の相談機関（障がい者支援課、相談支援事業所、その他相談機関）による定期的な相談支援部会を開催し、情報共有や事例検討、事業者の交流会などの企画を実施してきました。

春日部市自立支援協議会と協議しながら、より効果的な相談支援体制の構築が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度の委託事業所数は、現在と同じく3か所と見込みました。

相談実績の見込み量は、令和元年度に増加していることを考慮し、令和5年度は23,100件と見込みました。

相談支援体制では、関係機関と連携しネットワークを充実するほか、必要な社会資源を開発するために自立支援協議会などへ報告、検討していきます。

また、困難事例、人材育成など、相談支援体制の中核的な役割を担う基幹相談支援センター*のあり方を協議、検討し、市内に設置することを推進していきます。

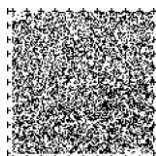
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
委託事業所数	3か所	3か所	3か所	
相談件数(年間)	13,368件	16,100件	17,850件	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
委託事業所数	3か所	3か所	3か所	
相談件数(年間)	19,600件	21,350件	23,100件	



■ 高次脳機能障がいのある人の相談件数

【相談実績（再掲）】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
相談件数(年間)	8件	4件	8件	

注：令和2年度は見込み数

【相談見込（再掲）】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
相談件数(年間)	9件	10件	11件	

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障がい、または精神障がいのある人を保護（財産管理、身上監護）するために、家庭裁判所に成年後見開始の申立てを行い、家庭裁判所により選任された成年後見人などが、本人に代わり生活療養看護および財産の管理に関する特定の法律行為について、本人を保護することにより本人の望む日常生活を実現することを目的に、市長が成年後見などの開始の申立てをするものです。

対象者	a. 4親等以内の親族がない場合 b. 4親等以内の親族がいても音信不通または申立てを拒否している場合 c. 虐待などの理由により親族による申立てが適当でない場合
-----	---

【現状と課題】

成年後見制度に関する相談件数は増加傾向にありますが、本市では現在のところ実績はありません。

アンケート調査などでは制度そのものを知らないという回答が多数あることから、更なる周知、啓発が求められています。

【今後の方向性】

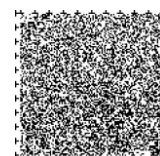
利用実績がない要因について、自立支援協議会の専門部会等でさらに検討します。そこでの方策をもとに、事業のさらなる周知に努めるとともに、成年後見事業の円滑な利用に向けて関係機関との連携を強化します。

【実施実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	

【実施見込】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

【現状と課題】

実施形式には、①法人後見実施のための法人後見に要する運営体制、財源確保、障がいのある人等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容とした研修カリキュラムの法人後見研修を実施すること、②法人後見の活動を安定的に実施するため組織体制の構築として、法人後見の活用等のための地域の実態把握、法人後見推進のための検討会等を実施すること、③法人後見の適正な活動のための支援として、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制を構築することなどがあります。

【今後の方向性】

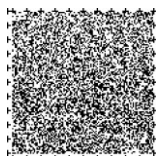
事業の実施にあたっては、地域の実情に応じて最も効果的な方法によるものとし、社会福祉協議会*やNPO*法人等、適切な事業運営が確保できると認められる団体に事業を委託することを方針として実施を目指します。

【実施実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	

【実施見込】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	



⑥-1 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業*）

聴覚または音声機能、もしくは言語機能に障がいのある人の家庭生活ならびに社会生活におけるコミュニケーション（生活、医療、職業、教育など）を円滑にするため、手話通訳者を派遣する事業です。

対象者	市内に居住して身体障害者手帳の交付を受けていて聴覚障がいなどがある人
派遣の範囲	埼玉県内および東京都内（特別区の存する地域に限る） ただし、聴覚障がいのある人等の社会参加の促進に役立つ場合は、この限りではない

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を達成しています。（令和元年度は、計画では93件、実績でも93件）

サービス提供体制の見直しや手話通訳者の養成を計画的に行うことが課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は106件と見込みました。

今後、サービス提供体制の検証や制度の周知方法を検討するとともに、見込み量の確保にあたっては関係機関と協力し、手話講習会の開催などを通して、計画的な手話通訳者の養成に努めます。

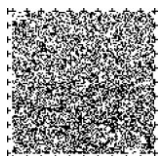
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
利用件数(月)	96件	93件	86件	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用件数(月)	98件	102件	106件	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑥-2 意思疎通支援事業（要約筆記*者派遣事業）

聴覚または音声機能、もしくは言語機能、高次脳機能（聴覚、音声・言語機能に障がいのある人）の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、要約筆記者を派遣する事業です。

派遣の要件	a.生命維持および健康の増進に関する場合 b.財産・労働など権利義務に関する場合 c.官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校その他の公的機関との連絡調整を図る場合 d.社会参加を促進する学習活動などに関する場合 e.冠婚葬祭など地域生活および家庭生活に関する場合 f.その他市長が特に必要と認める場合
-------	---

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。（令和元年度は、計画では4件、実績では2件）

今後、サービス提供体制の見直しや要約筆記者の養成を計画的に行うことが課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は7件と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、手話通訳者派遣事業*同様、サービス提供体制の検証や制度の周知に努めます。

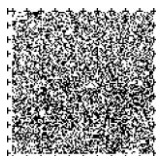
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
利用件数(月)	1件	2件	2件	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用件数(月)	3件	5件	7件	



⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行います。

用具一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、特殊尿器等） ・自立生活支援用具（入浴補助用具、移動・移乗支援用具等） ・在宅療養等支援用具（透析液加温器、ネブライザー等） ・情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、点字器、盲人用時計、人工喉頭等） ・排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ、収尿器） ・住宅改修費（障がいのある人の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修をとまうもの）
------	--

【現状と課題】

利用実績は、排泄管理支援用具を除き、第5期計画の見込み量と同一です。（令和元年度は、排泄管理支援用具は、計画では437件、実績では384件）となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、排泄管理支援用具は令和5年度で441件と見込みました。それ以外は、令和元年度の実績と同程度に見込みました。

【実績値】（1月あたり）

区分	サービス提供実績（第5期計画期間）			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
介護訓練支援用具	1件	1件	1件	
自立生活支援用具	2件	2件	2件	
在宅療養等支援用具	2件	2件	2件	
情報意思疎通支援用具	3件	3件	3件	
排泄管理支援用具	368件	384件	405件	
住宅改修費	1件	1件	1件	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】（1月あたり）

区分	今後のサービス提供見込量（第6期計画期間）			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護訓練支援用具	1件	1件	1件	
自立生活支援用具	2件	2件	2件	
在宅療養等支援用具	2件	2件	2件	
情報意思疎通支援用具	3件	3件	3件	
排泄管理支援用具	417件	429件	441件	
住宅改修費	1件	1件	1件	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑧ 奉仕員養成研修事業

手話奉仕員、点訳奉仕員などを養成する研修です。
本市では手話および点字の講習会を実施しています。

事業一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・手話講習会は入門、基礎、レベルアップ（各 24 回）、中級（30 回）、通訳者養成（35 回）の 5 コース ※いずれか 2 コースを状況により実施 ・点訳者養成講習会は 1 コース（全 15 回）
------	---

【現状と課題】

利用実績は、第 5 期計画の見込み量を下回っています。（令和元年度は、手話講習会で計画では 25 人、実績では 17 人、点訳者養成講習会が計画では 20 人、実績では 5 人）

入門コースから上級コースまで、順次各コースを終了した人が、次のコースの受講対象となります。

事業の継続については、関係団体との連携が必要になっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和 5 年度は手話講習会を 40 人、点訳者養成講習会を 10 人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、聴覚障がいのある人や視覚障がいのある人の社会参加の一助となるよう、関係機関や関係団体との連携を強化し、事業の継続に努めます。

【実績値】

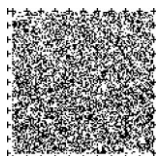
区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	
手話講習会	36 人	17 人	中止	
点訳者養成講習会	6 人	5 人	中止	

注：令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
手話講習会	25 人	40 人	40 人	
点訳者養成講習会	10 人	10 人	10 人	

注：令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員を 15 名程度とする予定



⑨ 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人に、余暇活動など社会参加や社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行う事業です。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、もしくは知的障害、発達障害を有すると更生相談所、医療機関などから認定された人で一定の障がいのある人
回数	原則1日8時間まで、かつ1月60時間まで

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を時間数、人数ともに上回っています。(令和元年度は、計画では2,453時間、160人、実績では2,861時間、162人)

サービスの需要は、この3年間では新型コロナウイルス感染症の影響を除けば微増となっています。

近年は精神障がいのある人の利用も増加傾向にあるので、市内の事業者の確保や事業の弾力的な運用について課題があります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は3,243時間、171人と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、サービス提供事業者の確保に努めます。

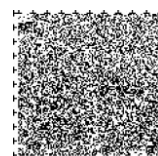
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	2,744時間	2,861時間	2,518時間	
実利用者(月)	159人	162人	132人	
市内事業所数	77か所	81か所	83か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総利用時間数(月)	2,983時間	3,110時間	3,243時間	
実利用者(月)	165人	168人	171人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑩ 地域活動支援センター* 機能強化事業

障がいのある人に対し、地域の実情に応じた、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

I 型	a. 専門職員（精神保健福祉士*等）の配置 b. 医療、福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整 c. 地域住民ボランティア育成 d. 障害に対する理解促進を図るための普及啓発などを行う事業
II 型	地域において雇用・就労が困難な障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービスなどを行う事業
III 型	地域の障がいのある人の援護対策として、通所による援護事業の実績をおおむね5年以上有し、安定的な運営が図られている地域の障がい者団体などが実施する事業
サービス向上型	通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域の実情に応じた支援を行う事業

【現状と課題】

令和2年度現在、市内の事業所は、I型が1か所、II型が1か所、III型が3か所、サービス向上型が1か所設置されています。

利用実績との比較では、第5期計画の見込み量はI型を除くと下回っています。（令和元年度は、I型が計画では407人、実績では413人、II型が計画では35人、実績では22人、III型が計画では66人、実績では58人、サービス向上型は計画では17人、実績では12人）

本サービスの現状は、福祉関係機関や医療機関等と連携を図りながら、地域特性の課題に取り組み、障害福祉サービスでは対応できない対象者や福祉サービスのみでは補えないニーズに対して、交流の場、仲間づくり、日常生活相談等を行っています。

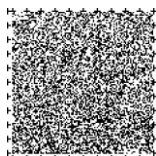
地域の障がい者にとって心のよりどころとなる重要な事業となっています。

運営財源確保、人材の確保、人材育成等が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度はすべての類型で合わせて現状の6か所を見込みました。

市では、障がいのある人のニーズや潜在的な需要等について事業者と情報共有し、必要なサービス提供の支援を行います。また、現状の課題解決に向けて検討を進め、安定的な事業運営が図れるように推進していきます。



【実績値】

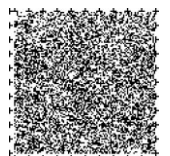
区 分		サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
Ⅰ型	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	登録者数	364 人	413 人	420 人	
Ⅱ型	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	登録者数	22 人	22 人	20 人	
Ⅲ型	設置箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	
	登録者数	61 人	58 人	58 人	
サービス 向上型	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	登録者数	12 人	12 人	12 人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分		今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
Ⅰ型	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	登録者数	420 人	430 人	440 人	
Ⅱ型	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	登録者数	20 人	21 人	22 人	
Ⅲ型	設置箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	
	登録者数	57 人	56 人	54 人	
サービス 向上型	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	登録者数	12 人	12 人	12 人	

※他市の利用施設 さいたま市 2 箇所
越谷市 1 箇所



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑪ 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴が困難な在宅の重度障がいのある人などに対して、入浴サービスを提供する事業です。

対象者	a.身体障害者手帳1級、2級（肢体不自由）の交付を受けている人 b.療育手帳Ⓐ、Aの交付を受けている人 c.精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 d.特定疾患患者および関節リウマチ患者 ※ 他の制度で同様のサービスを受けられる人は除く
要件	a.医師により入浴が可能と認められた人 b.感染症疾患を有しない人 c.入浴時に家族などの立会いが可能である人
利用回数	原則週1回（7月から9月は週2回）以内

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込みどおりとなりました。（令和元年度は、計画では8人、実績でも8人）

現状では、施設サービスとして入浴できる場所がない人がいるため、当事業のように訪問型の入浴サービスの必要性があります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は8人と見込みました。
見込み量の確保にあたっては、事業者の確保と利用者ニーズの把握に努めます。

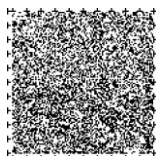
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数	7人	8人	5人	
契約事業所数	2か所	2か所	2か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数	6人	7人	8人	



⑫ 更生訓練費支給事業

自立訓練事業、もしくは就労移行支援事業を利用している人に対して更生訓練費を支給する事業です。

対象者	介護給付費等の支給決定を受けている障がいのある人のうち、自立訓練事業または就労移行支援事業を利用している人 ただし、定率負担に係る利用者負担額の生じない人に限る
-----	---

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。(令和元年度は、計画では149人、実績では146人)

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により減となりましたが、サービス利用者は増加傾向となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は182人と見込みました。見込み量の確保にあたっては、対象者の把握と適正なサービスの提供に努めます。

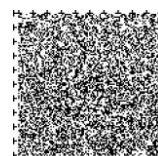
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	130人	146人	124人	
利用事業所数	64か所	64か所	70か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	146人	163人	182人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑬ 知的障害者職親委託事業

知的障がいのある人の更生援護を職親（知的障がいのある人を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行う人）に委託する事業です。

【現状と課題】

事業の周知は行っていますが、利用者がいない状況です。

【今後の方向性】

潜在的な需要を考慮して、令和5年度は1人と見込みました。
見込み量の確保にあたっては、事業の周知に努めます。

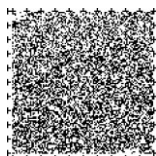
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	0人	0人	0人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	1人	1人	1人	



⑭ 日中一時支援事業

障がいのある人を一時的に預かることにより、見守りおよび社会に適応するための日常的な訓練、家庭の就労支援ならびに日常的に介護をしている家族の一時的な休息を提供する事業です。

対象者	市内に住所を有する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、もしくは知的障害・発達障害があると更生相談所・医療機関などから認定された人
回数	原則、1か月の利用回数は、7日を上限

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。(令和元年度は、計画では20人、実績では16人)

サービス利用者は横ばいとなっています。

本事業は、障がいのある人だけでなく、家族にとっても休息時間の確保などの観点で有効な事業です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は19人と見込みました。見込み量の確保にあたっては、サービス提供事業者の確保に努めます。

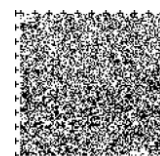
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	14人	16人	16人	
登録事業所数	10か所	13か所	14か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	17人	18人	19人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑮ 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

i) 自動車運転免許取得助成

運転免許を取得する場合に補助金を交付する事業です。

対象者	a.市内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 b.道路交通法の規定による運転免許試験の受験資格を有する人 c.道路交通法の規定により、都道府県公安委員会から運転することができる自動車の種類が限定され、または必要な条件を付されている人
-----	---

ii) 自動車改造助成

ハンドル、ブレーキ、アクセルなどの改造費用を補助します。

対象者	a.市内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 b.就労などに伴って自ら所有し、運転する自動車を改造する必要がある人
-----	---

【現状と課題】

利用実績は、いずれの事業も第5期計画の見込み量と同じでした。(令和元年度は、計画では2人、実績も2人)

【今後の方向性】

利用実績を基に令和5年度はいずれも2人と見込みました。
見込み量の確保にあたっては、サービス内容の周知に努めます。

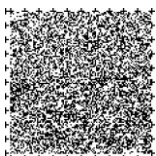
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
自動車運転免許取得 助成人数 (年間利用者数)	1人	2人	2人	
自動車改造 助成人数 (年間利用者数)	1人	2人	4人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自動車運転免許取得 助成人数 (年間利用者数)	2人	2人	2人	
自動車改造 助成人数 (年間利用者数)	2人	2人	2人	



⑩ 肢体不自由児機能回復訓練母子通園事業

肢体不自由児の機能回復訓練指導および医学的相談を行う事業です。

対象者	18歳未満の母子通園が可能な人
-----	-----------------

【現状と課題】

現状では、肢体不自由児機能回復訓練母子通園事業は休止中です。

【今後の方向性】

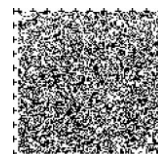
事業再開に向けた検討を進めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	休止中	休止中	休止中	

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	要調整	要調整	要調整	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑰ 子どもの発達支援巡回事業

発達障害*等に関する知識を有する専門員（臨床心理士等）が、市内の民間保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点を巡回し、保育士等に対して発達が気になる児童およびその保護者への支援方法についての助言や指導を行い、発達障害の早期発見・早期対応を支援する事業です。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。（令和元年度は、計画では156回、実績では147回）

発達障害の早期発見・早期対応を支援するうえで重要な事業ですが、巡回を希望する施設が増えているのに対し、早期療育を実施する体制が十分でないことが課題です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は188回と見込みました。見込み量の確保にあたっては、民間保育所等に対する事業の周知に努めます。

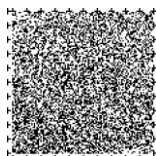
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
回数 (年間延べ支援回数)	140回	147回	160回	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
回数 (年間延べ支援回数)	180回	184回	188回	



10. その他市の福祉事業

① 障害児・者生活サポート事業

心身障がいのある人に対して、一時預かり、派遣による介護、外出援助などのサービスを提供する事業です。

対象者	市内に住所を有する人で a. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人 b. 知的障害、発達障害を有すると更生相談所・医療機関などから認定された人 c. 難病等（特殊疾病を含む）と認定された人
-----	--

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。（令和元年度は、計画では176人、実績では158人）

障がいのある児童については、世帯の生計中心者の課税状況により利用料補助があります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は166人と見込みました。

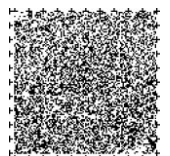
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	158人	158人	158人	
登録事業所数	20か所	20か所	21か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	160人	163人	166人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

② 全身性障害者介護人派遣事業*

独立自活を目指す在宅の重度の全身性障がいのある人に対して、外出援助等を行う介護人を派遣することにより、全身性障がいのある人の生活圏の拡大および社会参加を図るための事業です。

対象者	市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の在宅の全身性障がいのある人で、その障害の程度が特別障害者手当の支給要件に該当する人および脳性まひによる障害の程度が1級の人
利用時間	派遣対象者1人64時間まで(1月)

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量をわずかに下回っています。(令和元年度は、計画では735時間、実績では729時間)

日常生活が困難な全身性障がいのある人にとって、身近な人に介護を頼めることから、障害福祉サービス事業所のホームヘルパーよりも独立自活を目指すうえで利用しやすいので、今後も継続してほしい、利用者の対象範囲を拡大してほしいなどの意見がありました。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は940時間と見込みました。

本事業については、埼玉県からの補助を受けて実施しているため、サービス提供には一定の条件がありますが、全身性障がいのある人において利用しやすいサービスであり、今後も需要があると予想されるため、事業の継続と安全の確保に努めます。

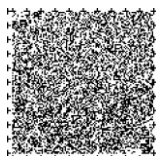
【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	15人	16人	17人	
総利用時間数(月)	669時間	729時間	802時間	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	18人	19人	20人	
総利用時間数(月)	846時間	893時間	940時間	



③ 福祉タクシー券・自動車燃料費助成事業

重度の障がいのある人の移動を支援するために、タクシー券または燃料券を交付する事業です。

対象者	a. 身体障害者手帳 1級、2級、3級の交付を受けている人 b. 療育手帳 ㊤、A、Bの交付を受けている人 c. 精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている人 d. 戦傷病者手帳 特別項症から第3項症の交付を受けている人
補助額	a. タクシー利用券1枚につき、一般タクシーの初乗運賃相当額を補助（1人年間30枚まで） b. 自動車燃料費助成券1枚につき、1,500円相当額分を補助（1人年間10枚まで・タクシー利用券と同等額）

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量をタクシー券は下回り、燃料券は上回っています。（令和元年度は、タクシー券は計画では34,529枚、実績では31,602枚、燃料券は計画では27,911枚、実績では28,076枚）

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度の利用枚数を、タクシー券41,800枚、燃料券38,000枚と見込みました。

【実績値】

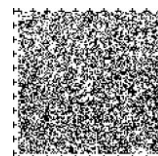
区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
タクシー券	32,581枚	31,602枚	35,942枚	
燃料券	28,223枚	28,076枚	31,712枚	
対象者数	5,962人	5,936人	5,994人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
タクシー券	37,800枚	39,900枚	41,800枚	
燃料券	33,700枚	35,800枚	38,000枚	
対象者数	6,009人	6,025人	6,040人	

※タクシー券の交付枚数は、令和2年度より1人20枚から30枚に改正



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

④ 寝具乾燥サービス事業

身体障害者手帳*の交付を受けている寝たきりの状態の人が使用している寝具の乾燥などを行う事業です。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っており、実績はありません。(令和元年度は、計画では1人、実績では0人)

【今後の方向性】

潜在的な需要を考慮して、令和5年度は1回、1人と見込みました。

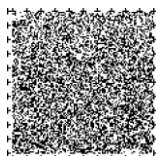
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
回数	0回	0回	0回	
利用者数(年間)	0人	0人	0人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
回数	1回	1回	1回	
利用者数(年間)	1人	1人	1人	



⑤ 言語障害児指導事業

言語に障がいのある児童に検査、訓練を行うことにより、構音障害の軽減や言語発達の促進等を援助する事業です。

対象者	おおむね3歳から小学校就学前までの児童
-----	---------------------

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。(令和元年度は、計画では216人、実績では229人)

引き続き、小学校入学後の通級指導教室などとの連携を強化する必要があります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は287人と見込みました。

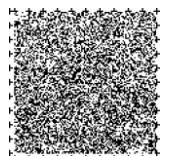
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人数(在籍者数)	216人	229人	242人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
人数(在籍者数)	256人	271人	287人	



IV. 障害者総合支援法等に基づくサービスにおける見込み量

⑥ リフト付自動車貸出事業

車いすに乗ったままで走行できるリフト付自動車の貸出しを行う事業です。
(1人年間36回まで)

対象者	車いすの使用を必要とする肢体不自由者で、身体障害者手帳1級から3級までの交付を受けている人
-----	---

【現状と課題】

利用実績は、回数では第5期計画の見込み量を上回っています。(令和元年度は、計画では116回、実績では126回)

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度は、延べ利用回数を146回、実利用者数を94人と見込みました。

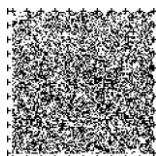
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
回数	120回	126回	130回	
利用者数(年間)	86人	85人	88人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
回数	135回	140回	146回	
利用者数(年間)	90人	92人	94人	



V. 自立支援協議会

障害者総合支援法*に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備や事業の円滑な実施を確保するために地域の課題を整理し地域に合わせた施策の提言をまとめることを目的として設置している協議会です。

本市の自立支援協議会は、相談支援事業所や福祉関係機関・団体に所属されている方、学識経験を有する方、公募の方などを委員として、平成19年1月に設置しました。

1期を2年として運営しており、令和3年4月からは第8期となります。

【現状と課題】

令和2年4月現在、専門部会として「相談支援部会」、「事業所部会」、「こども教育部会」、「くらし防災部会」、「権利擁護部会」を設置し、専門的な協議や課題の抽出などを行っています。

また、専門部会の他に当事者も参加対象とした自立支援協議会の周知および春日部市における障がい者福祉支援体制の情報共有と学習機会の場を設けるため、「地域福祉連絡会」を設置しています。

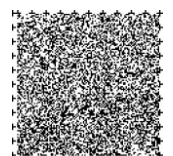
今後も、部会活動、計画策定関連の活動などから見えてくる実態を基に、地域の支援体制の整備に向けた具体的な方策を検討するために、中核的な役割を担う必要性があります。

【今後の方向性】

自立支援協議会は、障がいのある人への支援を効果的に進めるために、相談支援事業所を含めた関係機関によるネットワークの構築や地域障がい者福祉のシステムづくりを進める中核的な役割を担います。

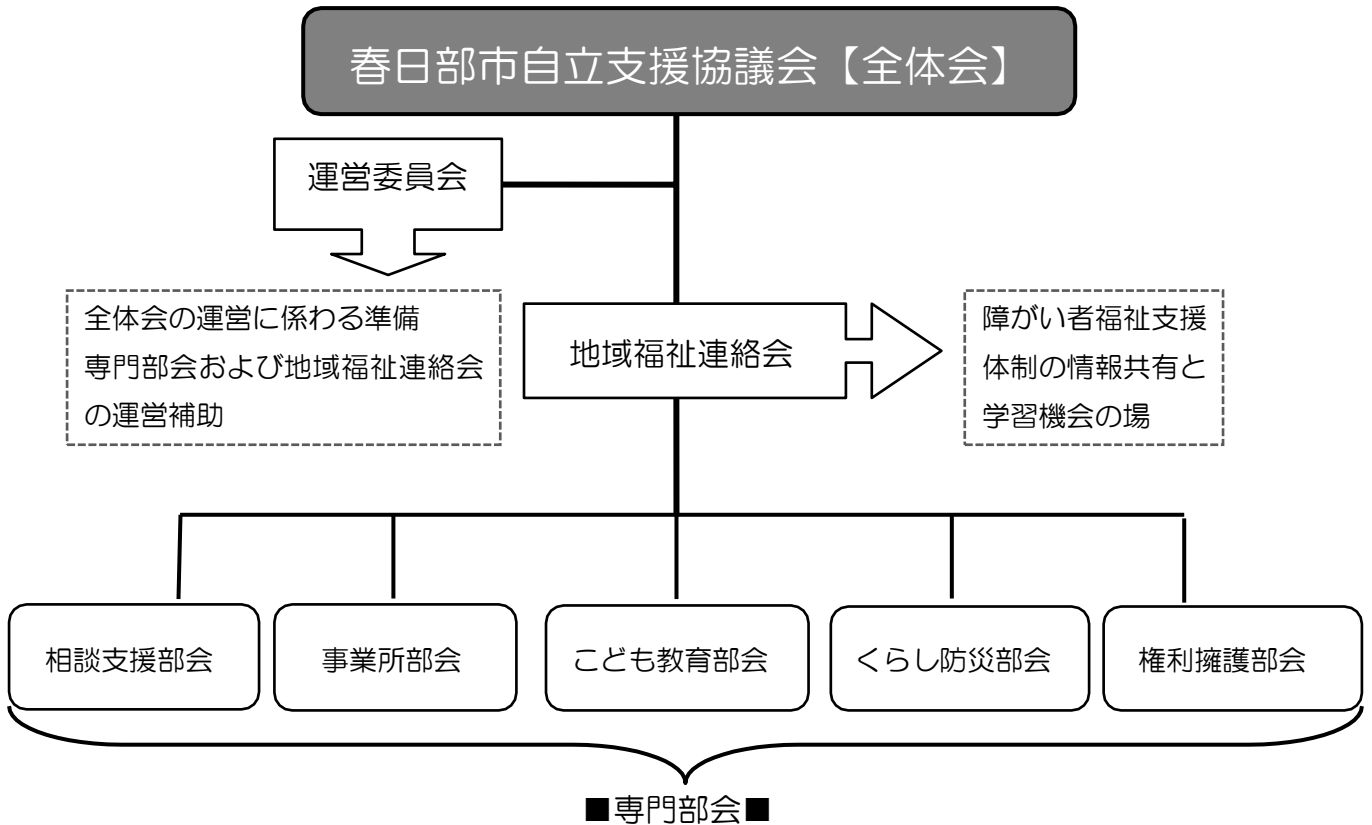
第6期の障害福祉計画期間においては、

- ① 各専門部会と地域福祉連絡会を活用し、サービス事業者間のネットワークを構築(充実)すること
- ② 相談支援とサービス提供事業者の連携を強化すること
- ③ 自立支援協議会の活動を広く周知するための広報活動を充実すること
- ④ 障害者計画および障害福祉計画の進捗状況について継続的な評価をすることなどを進めていきます。



V. 自立支援協議会

春日部市自立支援協議会（第8期）（案）



① 専門部会活動の共通視点

- みんなの声を聴く（傾聴・把握）
- 障がいのある人の支援に係わる課題解消（協働・提言）
- 障害者計画・障害福祉計画の進捗把握（検証）
- 新たな社会資源づくり（創出）

② 相談支援部会

情報共有および学習、市内相談支援体制の構築、相談の質の向上を目的とします。

③ 事業所部会

現場実践報告、テーマ設定による支援者の学習会などを行います。

④ こども教育部会

障がいのある児童の支援者間での連携と情報共有などを行います。

⑤ くらし防災部会

障がいのある人の支援関係の地域ネットワークづくりなどを行います。

⑥ 権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会）

障がい者への差別や相談に係る事案の情報共有と解決の後押しをするための協議を行います。

